

## 光市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

平成21年3月30日

告示第55号

(趣旨)

第1条 この告示は、自然エネルギーの利用促進を図ることで地球温暖化対策を推進するため、市内において住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）を設置しようとする者に対し、光市住宅用太陽光発電システム設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象システム)

第2条 補助金の交付の対象となるシステムは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適していること。
- (2) 低圧配電線と逆潮流有りで連系し、電力会社と電力受給に関する契約を締結すること。
- (3) 経済産業省が所管する住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付要綱（平成20・10・31財資第1号）に基づき、太陽光発電普及拡大センターが行う住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の交付手続を定めた住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付規程（J-PEC第0810-0007号）第4条第2号の要件に相当するものであること。
- (4) 未使用のものであること（建売住宅供給者等から購入する居住実績のない住宅に附属するシステムを含む。）。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者は、電灯契約を締結した、又はこれから締結する個人であり、かつ、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 自らが居住する市内の住宅にシステムを設置する者又は建売住宅供給者等から自ら居住する市内のシステム付き住宅を購入する者

(2) この告示の施行の日以降にシステム設置に係る工事請負契約（建売住宅供給者等から購入する場合は、売買契約）を締結する者

(3) 市税を完納している者

（補助金の額）

第4条 市長は、システムを設置しようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助金の額は、システムを構成する太陽電池の最大出力（小数点以下2桁未満は切捨てとし、最大出力4キロワット以上のシステムにおいては4キロワットとする。）に、1キロワット当たり3万5,000円を乗じて得た額とする。

3 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

4 補助金の交付は、1住宅につき1回限りとする。

（補助金の申請及び決定）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、システム設置に係る工事（システム付き住宅を購入する者にあつては、住宅の引渡し。以下「設置工事等」という。）の着手前に、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) システム設置に係る費用の内訳が記載された工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し

(2) 設置予定箇所の現況写真及び太陽光パネルの設置計画図（建売住宅にあつては、設置図）

(3) 市税の納税証明書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の補助金交付申請書の提出があつた場合において、速やかにその内容を審査し、補助することを決定したときは補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助しないことを決定したときは補助金不交付決定通知

書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（着手及び完了）

第6条 設置工事等は、補助金の交付決定日以降に着手しなければならない。

2 設置工事等は、補助金の交付決定日の属する年度の2月末日までに完了しなければならない。

（変更承認申請書等）

第7条 第5条第2項の規定により補助金交付決定の通知を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）が補助金の申請内容を変更しようとするとき、又は中止しようとするときは、変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助金交付決定者は、補助金に係る事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助金に係る事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 補助金交付決定者は、設置工事等が完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） システム設置に係る領収書の写し及び内訳書
- （2） システム設置の状態を示す写真及び太陽光パネルの配置図
- （3） 電力会社との電力受給契約書の写し又はこれに代わるもの
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があった場合において、速やかにその内容を審査し、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 市長は、前条の規定による補助金交付額の確定後、補助金交付請求書(様式第7号)による補助金交付決定者の請求に基づき、補助金を交付する。

2 補助金の交付は、補助金交付決定者本人名義の金融機関口座への振込の方法により行うものとする。

(取得財産の管理及び処分の制限)

第11条 補助金の交付を受けてシステム設置をした者(以下「設置者」という。)は、システムをその法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の趣旨に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 設置者は、天災地変その他当該設置者の責に帰することのできない理由により、システムがき損し、又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

3 設置者は、システムの法定耐用年数の期間内において、当該システムを処分しようとするときは、財産処分承認申請書(様式第8号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正な手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(協力)

第13条 市長は、設置者に対し、必要に応じて売電量及び買電量のデータの提供及びその他の協力を求めることができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。